

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(平成24年度第1～第4四半期分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国所管、都道府県所管 の区分
公益財団法人 体力 づくり指導協会	中小企業定年引上げ等奨励金	600,000	-	平成24年9月27日	-	公財	国所管
社団法人 東福岡法 人会	中小企業定年引上げ等奨励金	200,000	-	平成24年12月12日	-	特社	国所管
財団法人 大分県総 合雇用推進協会	高年齢者雇用確保充実奨励金	2,145,000	-	平成24年12月14日	-	特財	国、都道府県共管
財団法人 障害者職 能訓練センター	障害者能力開発助成金	28,640,000	-	平成24年5月17日 平成24年7月9日 平成24年9月10日 平成24年12月14日 ※平成25年4月に精算額が 確定し、精算に係る差額 800千円を当機構へ戻入予 定。	-	特財	国所管
公益財団法人 日本 財団	障害者介助等助成金	288,000	-	平成24年4月27日	-	公財	国所管
公益財団法人 神経 研究所	障害者介助等助成金	120,000	-	平成24年5月16日 平成24年10月31日	-	公財	国所管
公益財団法人 骨髄 移植推進財団	障害者介助等助成金	180,000	-	平成24年5月16日 平成24年6月29日 平成24年10月31日	-	公財	国所管

社団法人 全国社会 保険協会連合会	障害者介助等助成金	450,000	-	平成24年5月16日 平成24年10月31日 平成24年11月15日	-	特社	国所管
財団法人 健康・生 きがい開発財団	障害者介助等助成金	360,000	-	平成24年7月31日 平成25年2月15日	-	特財	国所管
財団法人 東京都交 通局協力会	障害者介助等助成金	400,000	-	平成24年7月31日 平成24年9月18日 平成25年2月15日 平成25年3月15日	-	特財	国所管
社団法人 関東建設 弘済会	調整金	1,944,000		平成24年10月9日	-	特社	国所管
社団法人 日本ボイ ラ協会	調整金	189,000		平成24年10月9日	-	特社	国所管
社団法人 中国建設 弘済会	調整金	1,620,000		平成24年10月9日	-	特社	国所管
社団法人 四国建設 弘済会	調整金	1,296,000		平成24年10月9日	-	特社	国所管
社団法人 九州建設 弘済会	調整金	594,000		平成24年10月9日	-	特社	国所管
財団法人 東京都交 通局協力会	調整金	810,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 日本道路 交通情報センター	調整金	1,944,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 簡易保険 加入者協会	調整金	459,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 労災保険 情報センター	調整金	729,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 産業雇用 安定センター	調整金	472,500		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 日本冷凍 食品検査協会	調整金	810,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 日本老人 福祉財団	調整金	648,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管

財団法人 JKA	調整金	486,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 消防試験 研究センター	調整金	1,944,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 日本自転 車競技会	調整金	324,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
公益財団法人 高輝 度光科学研究セン ター	調整金	432,000		平成24年10月9日	-	公財	国所管
財団法人 全日本聾 唖連盟	報奨金	2,898,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
公益財団法人 日本 障害者リハビリテー ション協会	年会費	300,000	100,000	平成24年7月13日	会員であることにより、当該協会 が収集・翻訳等を行っている国内外 の障害者リハビリテーションに関す る幅広い最新情報について、いち 早く提供を受けることができること、 また、当該協会が持つ国内の障害 者団体とのネットワークを活用す ることができ、当機構の実施する各種 障害者関係業務における障害者団 体からの協力を得る際に有益であ ることから、当機構の障害者雇用支 援業務に不可欠であるため。	公財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(平成24年度第1・2・3四半期分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国所管、都道府県所管 の区分
公益財団法人 体力つ くり指導協会	中小企業定年引上げ等奨励金	600,000	-	平成24年9月27日	-	公財	国所管
社団法人 東福岡法人 会	中小企業定年引上げ等奨励金	200,000	-	平成24年12月12日	-	特社	国所管
財団法人 大分県総合 雇用推進協会	高齢者雇用確保充実奨励金	2,145,000	-	平成24年12月14日	-	特財	国、都道府県共管
財団法人障害者職能訓 練センター	障害者能力開発助成金	28,640,000	-	平成24年5月17日 平成24年7月9日 平成24年9月10日 平成24年12月14日	-	特財	国所管
公益財団法人 日本財 団	障害者介助等助成金	288,000	-	平成24年4月27日	-	公財	国所管
公益財団法人 神経研 究所	障害者介助等助成金	120,000	-	平成24年5月16日 平成24年10月31日	-	公財	国所管
公益財団法人 骨髄移 植推進財団	障害者介助等助成金	180,000	-	平成24年5月16日 平成24年6月29日 平成24年10月31日	-	公財	国所管
社団法人 全国社会保 険協会連合会	障害者介助等助成金	450,000	-	平成24年5月16日 平成24年10月31日 平成24年11月15日	-	特社	国所管
財団法人 健康・生きが い開発財団	障害者介助等助成金	180,000	-	平成24年7月31日	-	特財	国所管

財団法人 東京都交通局協力会	障害者介助等助成金	270,000	-	平成24年7月31日 平成24年9月18日	-	特財	国所管
社団法人 関東建設弘済会	調整金	1,944,000		平成24年10月9日	-	特社	国所管
社団法人 日本ボイラ協会	調整金	189,000		平成24年10月9日	-	特社	国所管
社団法人 中国建設弘済会	調整金	1,620,000		平成24年10月9日	-	特社	国所管
社団法人 四国建設弘済会	調整金	1,296,000		平成24年10月9日	-	特社	国所管
社団法人 九州建設弘済会	調整金	594,000		平成24年10月9日	-	特社	国所管
財団法人 東京都交通局協力会	調整金	810,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 日本道路交通情報センター	調整金	1,944,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 簡易保険加入者協会	調整金	459,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 労災保険情報センター	調整金	729,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 産業雇用安定センター	調整金	472,500		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 日本冷凍食品検査協会	調整金	810,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 日本老人福祉財団	調整金	648,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 JKA	調整金	486,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 消防試験研究センター	調整金	1,944,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
財団法人 日本自転車競技会	調整金	324,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
公益財団法人 高輝度光科学研究センター	調整金	432,000		平成24年10月9日	-	公財	国所管

財団法人 全日本聾唖連盟	報奨金	2,898,000		平成24年10月9日	-	特財	国所管
公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	年会費	300,000	100,000	平成24年7月13日	会員であることにより、当該協会が収集・翻訳等を行っている国内外の障害者リハビリテーションに関する幅広い最新情報について、いち早く提供を受けることができること、また、当該協会が持つ国内の障害者団体とのネットワークを活用することができ、当機構の実施する各種障害者関係業務における障害者団体からの協力を得る際に有益であることから、当機構の障害者雇用支援業務に不可欠であるため。	公財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(参考)

法人名: 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

様式4

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(平成24年度第1・第2四半期分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国所管、都道府県所管 の区分
財団法人 体力づくり指 導協会	中小企業定年引上げ等奨励金	600,000	—	平成24年9月27日	—	公財	国所管
財団法人 障害者職能 訓練センター	障害者能力開発助成金	24,576,000	—	平成24年5月17日 平成24年7月9日 平成24年9月10日	—	特財	国所管
公益財団法人 日本財 団	障害者介助等助成金	288,000	—	平成24年4月27日	—	公財	国所管
公益財団法人 骨髄移 植推進財団	障害者介助等助成金	105,000	—	平成24年5月16日 平成24年6月29日	—	公財	国所管
社団法人 全国社会保 険協会連合会	障害者介助等助成金	180,000	—	平成24年5月16日	—	特社	国所管
財団法人 健康・生きが い開発財団	障害者介助等助成金	180,000	—	平成24年7月31日	—	特財	国所管
財団法人 東京都交通 局協力会	障害者介助等助成金	270,000	—	平成24年7月31日 平成24年9月18日	—	特財	国所管
公益財団法人 日本障 害者リハビリテーション 協会	年会費	300,000	100,000	平成24年7月13日	会員であることにより、当該協会 が収集・翻訳等を行っている国内外 の障害者リハビリテーションに関す る幅広い最新情報について、いち 早く提供を受けることができること、 また、当該協会が持つ国内の障害 者団体とのネットワークを活用す ることができ、当機構の実施する各種 障害者関係業務における障害者団 体からの協力を得る際に有益であ ることから、当機構の障害者雇用支 援業務に不可欠であるため。	公財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(参考)

様式4

法人名:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(平成24年度 第1四半期分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国所管、都道府県所管 の区分
財団法人障害者職能訓練センター	障害者能力開発助成金	9,216,000	—	平成24年5月17日	—	特財	国所管
公益財団法人 日本財団	障害者介助等助成金	288,000	—	平成24年4月27日	—	公財	国所管
公益財団法人 骨髄移植推進財団	障害者介助等助成金	105,000	—	平成24年5月16日 平成24年6月29日	—	公財	国所管
社団法人 全国社会保険協会連合会	障害者介助等助成金	180,000	—	平成24年5月16日	—	特社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。